

申請書は
提出しましたか？

回 覧

特別定額給付金

(1人につき10万円の給付)

江別市の申請期限は、

8月11日（火曜日）です。

申請期限までに、お忘れなく申請書をご提出ください。

— こんなときは、ご連絡をください —

- まだ手元に申請書が届いていない
- 銀行口座がないため、現金で受け取りたい
(※) やむを得ない場合に限り、窓口における給付が認められています
- 世帯主が失踪していて、申請を提出できない
- 江別市に住んでいるが、住民登録(転入届)を出していない

お問い合わせは、江別市コールセンターへ

0570-003-692

【受付時間 9:00~18:00まで(土日祝を除く)】

—よくあるご質問—

Q 世帯主と別に給付金を受け取ることはできますか？

A 特別定額給付金の申請・受給権者は、世帯主の方です。

代理人が申請する場合や特別な配慮が必要な場合などを除き、世帯主以外の方が受け取ることはできません。

Q 申請書を住民票と別の住所に送付してもらえますか？

A 申請書の送付先は、原則、住民基本台帳に登録されている住所地となります。

長期不在、病院等への入院などで申請書を受け取れない場合は、必要な手続きによって住民票と別の住所へ送付できます。詳しくは、江別市コールセンターにお問い合わせください。

Q 代理人による申請はできますか？

A (1)申請・受給権者である世帯主と、令和2年4月27日の基準日時点において同じ世帯である方、(2)法定代理人、(3)親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りのお世話をしている方などで、市区町村が特に認める方であれば代理人として申請することができます。

記載方法などの詳しい内容については、江別市コールセンターにお問い合わせください。

※(2)、(3)の場合、本人と代理人との関係を証明するための書類などが必要となります。